

町を元気にできる若者を応援します！

奨学金返還支援事業

補助額 最大5年間で60万円！

申請年度に返還した奨学金の額の1/2を補助
(上限12万円/年)

奨学金を返還する若者の就労初期における経済的負担の軽減と地元への定住を促進するため、奨学金返還費用の一部について、補助金を交付します。

～対象者～

次のすべてに該当する方が対象となります。

- ・身延町に住民登録され、かつ居住している方
- ・申請年度末時点で30歳未満の方
- ・大学等(※)の在学中に奨学金の貸与を受けた方
- ・就労(正規雇用・事業主・事業専従)している方
- ・町税等を滞納していない方
- ・令和5年4月1日以降に奨学金の返還を始めた方
- ・奨学金返還に係る他の補助金等を受けていない方

※「大学等」とは

学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学、大学院、専門職大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程又は後期課程)、高等学校、中等教育学校(後期課程に限る)および特別支援学校(高等部に限る)



～対象となる奨学金～

- ・独立行政法人日本学生支援機構の第一種学資貸与金
- ・独立行政法人日本学生支援機構の第二種学資貸与金及び利子
- ・その他町長が認める貸与型奨学金

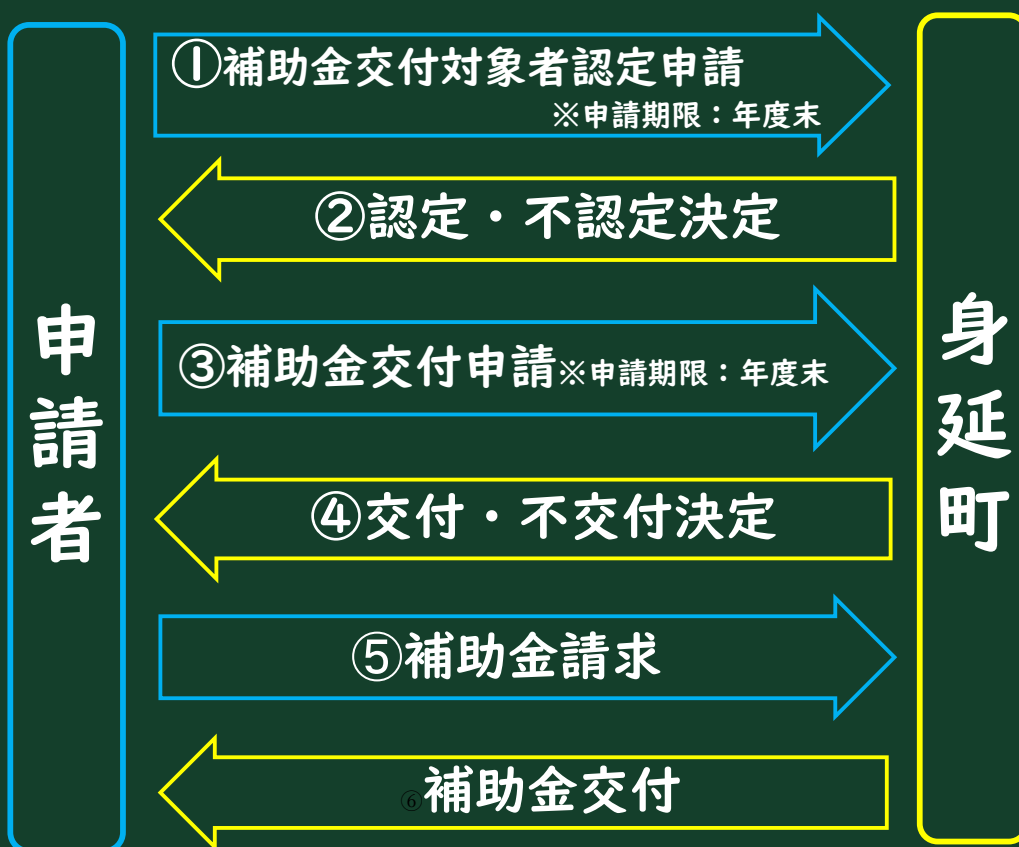
～対象期間～

補助金交付決定を受けた最初の年度から最長5年

～補助額～

※繰上償還による奨学金返還額は算定には含みません。

〈申請の流れ〉



補助金の交付を受けるには、対象者認定を受ける必要があります。

申請方法等の詳細は下記にお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉

身延町役場 企画政策課 田舎暮らし推進担当

☎：0556-42-4801

✉：inakakurashi@town.miobu.lg.jp